

平成30年 第8回総会・会議録

1. 日 時 平成30年8月10日(金) 午前10時～11時05分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (19名)

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 1番 藤堂 孝雄 | 2番 森上 恵美香 | 3番 間 勉 |
| 4番 川江 秀孝 | 5番 永津 てるみ | 6番 大迫 正勝 |
| 7番 大川 國保 | 8番 村上 護 | 9番 椰野 保博 |
| 10番 井手尾 秋義 | 11番 八木田 経二 | 12番 岩谷 紀尚 |
| 13番 下澤 繁道 | 14番 古海 博 | 15番 濱中 興三 |
| 16番 稲光 進 | 17番 奥野 泰美智 | 18番 尾倉 加三 |
| 19番 中村 治雄 | | |

農地利用最適化推進委員 (10名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 20番 黒崎 隆博 | 24番 大下 治三 | 25番 藤井 静博 |
| 27番 村田 安行 | 28番 平尾 長正 | 29番 古田 俊策 |
| 30番 立岩 新吉 | 31番 三村 訓章 | 32番 中畑 栄 |
| 33番 寺岡 朝治 | | |

4. 欠席委員 (4名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 21番 松根 豊春 | 22番 矢野 秀樹 | 23番 中村 眞一 |
| 26番 尾上 進 | | |

5. 事務局・出席職員 (6名)

| | |
|------------|-----------|
| 事務局長 森元 義男 | 次 長 石丸 校寛 |
| 係 長 橋本 浩司 | 主 査 奥 浩二 |
| 主 査 武智 良枝 | 嘱 託 橋本 哲治 |

6. 関係機関 (2名)

福岡県農業会議 主査 三井 大作
福岡県農業振興推進機構 農地対策長兼農地1課長 平井 保則

7. 報告事項

- 報告第 38 号 非農地証明願について 2 件
報告第 39 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 7 件
報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 11 件

8. 議案及び結果

- 議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について 2 件
議案第 35 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による承認について 1 件

事務局長

おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、平成 30 年第 8 回東部農業委員会総会を開催したいと思います。本日総会次第を見ていただきますと、4 項目にその他の項目を付け加えさせていただいております。前回の総会の際に市に対する要望書の中の一項目として、遊休農地解消モデル事業について、農業委員会として市に予算化の要望と同時に、県がモデル事業を 5 つの農業委員会で取り組む計画をしております。その内容について福岡県の農業会議、そして農業振興推進機構の方々においでいただくことになりましたので、モデル事業について説明を受けたいと思っております。では、本日の総会の出席状況でございますが、総数 33 名のうち 29 名の出席をいただいておりますので、この会が成立していることをご報告いたします。以降の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

井手尾会長

皆さんおはようございます。毎日暑い日が続いておりますので、熱中症にかからないように、十分に体に気を付けていただきたいと思います。ただ今より第 8 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 38 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 8 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。
平成 30 年 8 月 10 日
北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義
報告第 38 号 非農地証明願について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 39 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

<第 1～7 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、7 件ご報告いたします。

報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

<第 1～11 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、11 件ご報告いたします。

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」事務局説明をお願いいたします。

事務局

議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 34 号につきましては、原案どおり決定といたします。

続きまして議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による承認について」事務局説明をお願いいたします。

事務局

議案第 35 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による承認について

<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

井手尾会長

ご異議は無いようですので、議案第 35 号につきましては、原案どおり承認いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、32 番中畑委員と 33 番寺岡委員です。よろしく願いいたします。

それでは引き続き、中間管理機構の事について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

では、遊休農地解消モデル事業について説明を受けたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

(福岡県農業会議 三井主査、福岡県農業振興推進機構 平井課長 説明)

事務局長

今、ご説明が終わりましたが、今まで中間管理機構は、貸し手と借り手がマッチング出来ていないと受け付けないというやり方でした。そういうスタンスでいくと貸し借りの話が進まないの、遊休農地化しそうな所、してしまった所、中間管理機構が入る事で解消に向けた動きが出来るのであれば、取り組みを進めていこうと一歩踏み出したと受け止めております。北九州市東部農業委員会を含めて 5 つの自治体で調整して、成功事例を作っていこうという話だと理解しております。今後どこで具体的にいくか、どういう形で行っていくかは、まず我々事務局で話をさせていただき、会長、副会長にご相談し絞り込みながら進めていきたいと思っております。今日のところは、このような取り組みをする説明ということで終わらせていただきます。

井手尾会長

私の方から 3 点ほどよろしいでしょうか。遊休農地を失くすということを考えていますが、以前から国が出してきた制度は、基盤整備にしる面積がかなり広くないと適応外になります。特にこの東部農業委員会の管轄の区域ですが、若干緩和されてきたけれども、面積が集まらず採択されません。更にもう一歩踏み出していきたいと思っております。というのは、モデルケースとして、部分的に面積が狭くても出来ないだろうか。

遊休農地が多くなっている所はほとんど道が無い所です。進入口が最低でも 2. 5 m 位あると借り手もあるのだけれど、牛馬がやっと通れるくらいの道しかなく、機械が入らないというような所がほとんど遊休農地になっています。何か方法がないでしょうか。

次に、改良区の関係ですが、水稻を中心とした計画で改良されているわけですから畑作や複合作をしようとしても非常に厳しくなります。モデルケースとして畑作が出来るという改良方法はないのかということが 2 点目です。

もう一つは、以前から埋蔵文化財について協議をしております。基盤整

備をしようとしたら、30cm以上は掘ったらいけないと。市町村によっては60cmまでは掘ってもいい、20cmは駄目、というような違いはあります。その費用に関しても、教育委員会との協議の関係もありますが、そこは中間管理機構が入るとどうなるでしょうか。

それと、北九州市はほとんどが優良農地に指定されています。中山間地も農用地に指定されているわけです。クヌギを植えるという案もありますが、これも法を解かないといけないわけです。色々と農業委員会は思案していますが、全部網が掛かっているわけです。その網をどうやって取り除いていくかと、悩んでいるわけです。何か良い方法があったら、この3点を中間管理機構の方で、今後の課題としてお願いしたいと思います。

平井課長

お話し出来るところだけ、お話しいたします。先程の面積の件ですが、別メニューとしての耕作条件改善事業が、少ない面積、条件の悪い所で出来るようになっていきます。

畑作については、高収益作物を作るという畑地化が事業の中で、考えられております。詳しいことは、農林事務所の整備の方にお尋ね下さい。

中山間地については、中山間地の直接支払い制度がございます。環境直接支払い制度もそうですが、事務をしてくれる人がいないので取り組みたいけど、取り組めないというところが増えています。クヌギの話は、しいたけのほだ木になりますし、ハゼも利用できる樹木ですので、植樹についても検討したいと思います。

事務局長

では、お二人は、午後からも飯塚の方で説明会がございますので、これで終了とさせていただきます。今日はお忙しいところ、ありがとうございました。

井手尾会長

皆さんもお聞きになったとおり、制度の中で、今後東部農業委員会として前に進める部分があれば、みんなと協議しながら進めていきたいと思えます。それでは、ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。なければ、事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

次長

それでは、最後に事務局の方から連絡事項が2点ございます。

1点目が西日本豪雨災害義援金です。県の農業会議から平成30年7月豪雨災害義援金の募集のご案内があります。皆さんもご存知のとおり、西日本地区全体に6月末の豪雨でかなりの被害が出ております。農業関係におきましても、大きな甚大な被害が出ております。そのような中で、東部農業委員会として義援金をお送りしたいと思っております。義援金は皆さん一口千円、親和会から出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

中村委員 今回はこの中にも被害者の方が沢山おられるということを考えたら、こちらよりも被害が大きい所に義援金を送るというのも分かりますが、これも被災地の一つではないかと思います。

井手尾会長 副会長の言わんとすることも分かりますが、県の取りまとめの中で、分配をどうするかということは、ここで決めるわけではありません。それと日赤等のその他、それぞれの組織、民間団体が取り組んでいるわけです。総括的に被害状況の中で分配が行われてきているし、ここは事務局が今まで行ってきたようにしていくことが良いと思います。確かにこちらの方も被害を受けておりますが、そういうことで皆さんよろしくお願いいたします。

事務局長 義援金ですが、一口千円、委員が33名ですので3万3千円を県の農業会議にお渡ししたいと思います。今、副会長からもありましたように北九州も被害がっておりますということを申し添えた上で、送りたいと思います。

井手尾会長 親和会で決められているのが一口千円ということなので、今回そちらを使わせて下さいという事でよろしいでしょうか。

次長 よろしくお願いいたします。

藤堂委員 お聞きしたいのですが、1ヶ月前の豪雨で私の管轄の中谷区域の被害がひどくて、水路関係は農政事務所とまち課でかなり復旧しました。農地にも土砂や岩が入っていて、これを農政や行政に話すと、個人で対応してくださいということで、問題にされないわけです。おそらくその農家2、3軒は、もう次からは、田んぼをする気はありません。当然遊休農地になるわけですが、私も農業委員として何もしてあげられないのが、歯がゆいわけで、農業委員会からも行政に意見を述べていただければと思います。

井手尾会長 では付け加えるとすれば市の要望書の中で、都道府県によっては河川や山の横の修復をする場合、農地に入っている部分も一緒に片づけましょうというところも部分的にはあるわけです。本市も河川の横とか土砂崩れなどで山の修復をするということになれば、若干そういうことも含めないかということを追加で出していただけませんか。

事務局長 今、会長からあったお話は、今月末に市に対して要望書を出すと、先月ご審議した内容でございます。それを正式に渡す場面がございますので、そこに加えて話を進めさせていただきます。

大下委員

もう 1 件よろしいですか。同じ要望事項ですが、紫川から取り入れている私達の水路の入り口が土砂に埋まって、全く水がきませんでした。県に話しても間に合わず、我々の有志でお金を出して、今回修繕を行ったわけです。市に話しても今回は被害が多くて手に負えませんという話でした。県には事後報告をしておりますが、何の返答もございません。そういった意味でも、もう少し農業に対して関心を持っていただきたいということを、要望に挙げてほしいと思います。

井手尾会長

この前、ある人と意見交換しましたが、激甚災害で北九州市も申請したと。激甚災害になると色々な補助を受けられると私は聞いております。

事務局長

私も前は土木担当でしたので補足させていただきます。今、会長がおっしゃった激甚災害という国の指定で、通常の災害に対して余りにも被害額が大きい時には、激甚災害というのが上に乗ります。ただ激甚災害になっていい点は、市、自治体側が河川や道路を復旧する際に通常補助率が 50%しか来ないのが 8 割もしくは 9 割とか、かなりの額を国が見てくれることです。復旧工事をする市や町にとっては、お金の大半がきますので、色々な箇所をやりましょうというのが激甚災害のメリットです。

ですから激甚災害の指定を受けたから、今まで出来なかった農地が出来るとかそういう幅が広がるとかではなくて、あくまで道路、水路、河川などの公のものについての予算が潤沢におりてくる、だからこそ被害箇所が何百ヶ所もあって今までが半分しか出来なかったが、全部出来るようになるというルールだと思います。

井手尾会長

農政が被害状況を全部把握しているはずですが、被害状況を把握しているわけですから、当然予算の関係も出てきますので、そこら辺の実態を農政と協議して被害状況だけ農業委員会も把握するようにお願いいたします

立岩委員

私どものところは九州縦貫道路が通っております。九州縦貫道路の下に 6m の道があって道の中に 2m の河川が流れております。その河川に山崩れの土砂が流れて、全部潰れて緊急の工事に来てもらいましたが、それでは間に合わないわけです。地元の業者にとりあえず応急処置をやっていただきました。2 万円手出ししてやっております。そういうことで市をあまりあてにせずにやっております。

井手尾会長

分かりました。

次長

最後にもう 1 点ご報告です。公務災害補償制度についてですが、農業委員、推進委員の皆さまには日頃から活動する中で、色々な状況、事故等も

起こる可能性もございます。加入することを事務局の方で考えております。お手元に資料をお配りしておりますので、よろしくお願ひいたします。

井手尾会長

保険制度のことですが、公務中の災害、事故の、市との関わり等については私と事務局長の方で協議は終わっております。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。そのほかで何かございませんか。無ければこれで平成30年第8回総会を終了します。お疲れ様でした。